久喜市議会
平成２７年１１月定例会
請願書

請　願　目　録

請願第２号　　東京理科大久喜キャンパス撤退跡地の他の用途変更を行なわないこと。即ち現行久喜市都市計画マスタープランの土地利用計画に則した土地利用を堅持して頂きたい。 ･････････････････ 1

請願第２号

東京理科大久喜キャンパス撤退跡地の他の用途変更を行なわないこと。即ち現行久喜市都市計画マスタープランの土地利用計画に則した土地利用を堅持して頂きたい。

標記の請願を次のとおり地方自治法第１２４条の規定により提出します。

平成２７年１２月１１日

紹介議員
猪　股　和　雄
川　辺　美　信
田　中　　勝
渡　辺　昌　代

請 願 者
久喜市所久喜１５０
清久地区区長会
会長　眞　田　忠　雄　他１２名

久喜市議会議長　　井　上　忠　昭　　様

東京理科大久喜キャンパス撤退跡地の他の用途変更を行なわないこと。即ち現行久喜市都市計画マスタープランの土地利用計画に則した土地利用を堅持して頂きたい。

趣旨

東京理科大学久喜キャンパスを誘致するにあたり当該地は市街化調整区域かつ農業振興地域内にあり、市街化を促進する恐れがない土地として、都市計画法及び農業基本法に基づき、市街化調整区域内での学校教育法第一条に規定する大学設置の認可をされた経緯があります。そして久喜市が大学用地費用を提供し周辺地を文教地区としてその大学敷地は「学校用地」として堅持するものとして市及び市議会は行ってきたものであり当区長会もこれを支持するものです。

久喜市、東京理科大及び地域住民は、平成５年４月の大学開校前後から、相互の発展を目指して互いに協調を図って今日に至りました。

しかしながら誠に残念なことに平成２７年５月に大学機能の移転・撤退の方針が

伝えられその跡地の帰属及び使用方法がクローズアップされる事態になりました。
　市街化調整区域（市街化を抑制すべき地域）での大学施設移転後の跡地は、同校の当初目的を達したものとみなし原状に回復されるのが原則だと考えられますが、それが無理であるならばその使用方法については、現行の久喜市都市計画マスタープランに沿った土地利用をして頂きたく、少なくとも地区内及び周辺地域の環境保全に反するような施設（例えば流通業務施設など）の建設を安易に認めるべきではないと考えます。一旦久喜市が用地を買い取り環境の維持及び高等教育機関の存続方向など上記趣旨に沿った土地利用を十分に検討頂くことも大切であると考えられます。いやしくも安易かつ性急に他の目的に使用しないで頂きたいと考え、本請願に至りました。
　以上、地方自治法第１２４条の規定により請願いたします。